

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	法令の番号	昭和 25 年法律第 123 号	
不利益処分の種類	精神障害者保健福祉手帳の返還命令	根拠条項	第 45 条の 2 第 3 項	
処分基準	<p>精神障害者保健福祉手帳の返還については、 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により （1） 本人が政令で定める精神障害の状態がなくなったとき、市町長を経て返還する。 （2） 都道府県知事が手帳の交付を受けた者について、政令で定める精神障害の状態がなくなったと認めるとき、精神保健指定医による診察の結果により、返還を命ずることにより行われる。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所、精神保健福祉センター	交付機関 精神保健福祉センター